資料２

サイバーセキュリティ戦略本部 重要インフラ専門調査会（第39回）

重要インフラにおける安全基準等の継続的改善状況等に関する調査について

［2024年度］

令和７年６月
内閣サイバーセキュリティセンター
制度総括班

調査の概要

- 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づき、**各重要インフラ分野に共通して求められるセキュリティ対策を「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」**（以下「安全基準等策定指針」という。）**として取りまとめ**ている。
- 各重要インフラ分野の安全基準等の現状を把握し、安全基準等の継続的な改善を促していくため、**重要インフラ所管省庁等における安全基準等の改定の状況について調査を実施した。**

安全基準等の継続的改善

- **重要インフラ所管省庁による安全基準等の改善状況を年度ごとに調査**

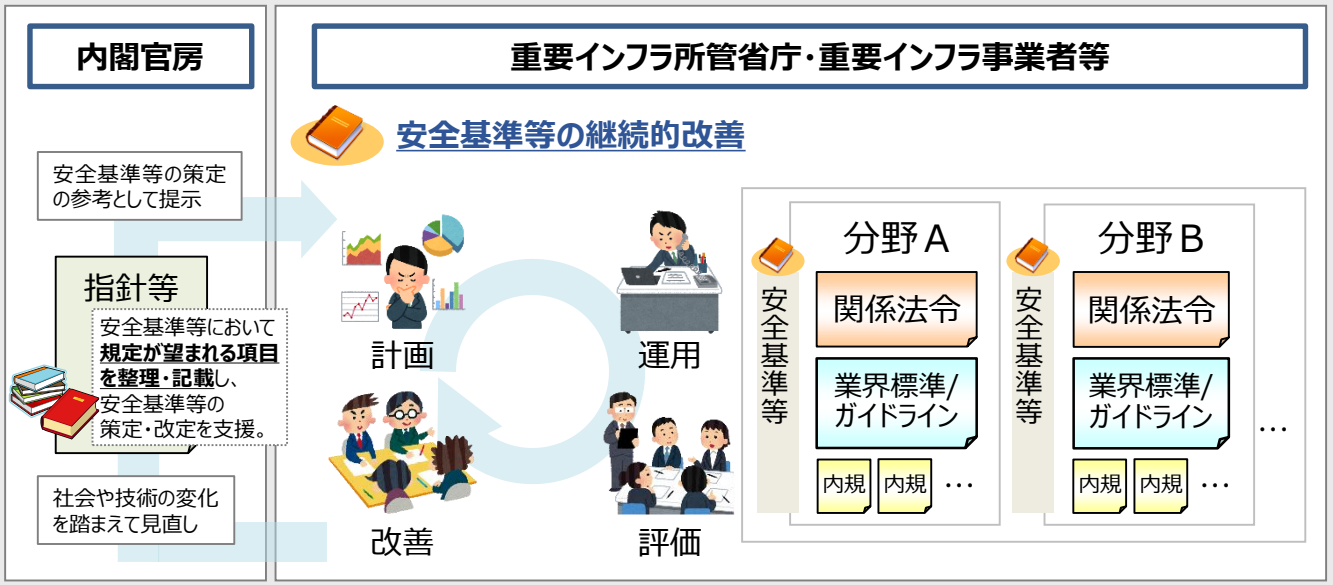

【安全基準等とは】

- 関係法令に基づき国が定める「強制基準」
- 関係法令に準じて国が定める「推奨基準」及び「ガイドライン」
- 関係法令や国民からの期待に応えるべく業界団体等が定める業界横断的な「業界標準」及び「ガイドライン」
- 関係法令や国民・利用者等からの期待に応えるべく重要インフラ事業者等が自ら定める「内規」

等

調査対象

重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者の業界団体が制定する全15分野の安全基準等

調査基準日

2025年３月末時点における最新版

調査項目

① 各安全基準等の**概要**

② 各安全基準等の**策定・改定の状況**

【参考：本調査の実施背景】

○重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画

IV.2.2 安全基準等の継続的改善

（略）内閣官房は、重要インフラ所管省庁による安全基準等の改善状況を年度ごとに調査し、その結果を公表する。また、必要に応じ、重要インフラ所管省庁の策定する安全基準等に関し助言を行う。

2024年度 重要インフラ分野安全基準等 一覧（15分野 ３９件）

※2025年度3月末時点

分野		安全基準等の名称	
情報通信	電気通信	・事業用電気通信設備規則 ・電気通信分野におけるサイバーセキュリティに係る安全基準（第１版）	・情報通信ネットワーク安全・信頼性基準
	放送	・放送法施行規則 ・放送設備サイバー攻撃対策ガイドライン	・**放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン**
	ケーブルテレビ	・放送法施行規則　＊再掲 ・ケーブルテレビにおけるサイバーセキュリティに係る安全基準（第１版） ・**放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン　＊再掲**	
金融	銀行等　生命保険 損害保険　証券 資金決済	・**（新規）金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン** ・金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書（第２版）	・**金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第13版）** ・**金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書（第５版）**
航空		・**航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第６版）**	
空港		・**空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第３版）**	
鉄道		・**鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第５版）**	
電力		・電気設備に関する技術基準を定める省令 ・電気設備の技術基準の解釈 ・**スマートメーターシステムセキュリティガイドライン**	・電気事業法施行規則第50条第２項の解釈適用に当たっての考え方 ・**電力制御システムセキュリティガイドライン**
ガス		・ガス事業法施行規則 ・**都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説** ・**（新規）都市ガススマートメーターシステムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説**	
政府・行政サービス		・**（新規）地方自治法**	・**地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**
医療		・医療法施行規則	・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第6.0版）
水道		・水道施設の技術的基準を定める省令	・**（新規）水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第１版）**
物流	貨物自動車運送	・**物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第１版）**	
	船舶運航	・**物流分野（船舶運航）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第１版）**	
	倉庫	・**物流分野（倉庫）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第１版）**	
化学		・石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン	
クレジット		・クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン	
石油		・石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第六版）	
港湾		・**（新規）港湾運送事業法施行規則** ・**（新規）コンテナ埠頭における情報処理システムの概要及び管理体制その他サイバーセキュリティの確保に関する許可基準** ・**（新規）港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第２版）**	

※2024年度に策定又は改定があった文書等について、下線と太字で表記。加えて、新たに策定又は安全基準等に位置づけられた文書等は「（新規）」と表記
※ケーブルテレビ分野は、放送分野と一部共通の安全基準等を使用していため、2度目の記載箇所には「＊再掲」と表記

調査結果

- **新たな基準等として７件の文書等が追加**された。（新規策定 ３件、既存文書を安全基準等として位置付け ４件）
- 既存の安全基準等では、**14件の安全基準等が改定され、３件の安全基準等が改定を検討されている。**
- 改定の内容（検討中も含む）としては、**2023年の安全基準等策定指針の改定を踏まえた改定**の他、**AI・生成AIといった新技術に対応するための改定**や**政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改定を踏まえた改定**が行われた。

新たに追加された安全基準等

○金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン
　近年の脅威動向及び国内外の情勢、これまでの検査・モニタリング等の結果を踏まえて、新たなサイバーセキュリティに関するガイドラインを策定した。

○都市ガススマートメーターシステムのセキュリティ対策要領　（参考例）及び同解説
　法令によりサイバーセキュリティの確保が保安規制として位置づけられていることを踏まえ、別途要領としてガイドラインを策定した。

○地方自治法
　地方制度調査会の答申における提言を踏まえて法令を改正した。

○水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
　所管省庁の移管に伴いガイドラインを抜本的に見直し、新たなガイドラインを策定した。

○港湾運送事業法施行規則
○コンテナ埠頭における情報処理システムの概要及び管理体制その他サイバーセキュリティの確保に関する許可基準
○港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
　2023年に国内で発生したサイバーインシデントの事案を踏まえ、関係法令を改正し、セキュリティ確保の状況を審査する仕組みを導入するとともに、新たに安全基準等として位置づけた。
　2023年3月に港湾が新たな重要インフラ分野として追加され、翌４月に港湾のガイドライン第１版が策定された。

改定が行われた安全基準等

○金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書
○金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書
　AI・生成AIの新技術に関する項目の追加、オペレーショナルレジリエンス等の追記を行った。

○放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン
○航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
○空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
○鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
○電力制御システムセキュリティガイドライン
○スマートメーターシステムセキュリティガイドライン
○都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説
○物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
○物流分野（船舶運航）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
○物流分野（倉庫）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
　安全基準等策定指針の改定に伴い、所管する重要インフラ所管省庁または業界団体において改定が行われた。

○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
　政府統一基準群（令和五年度版）の一部改定等に伴い、 2回（10月と3月）の改定が行われた。

○港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
　年度内に策定及び改定を行っている。第２版では、第１版で十分に反映されなかった港湾分野の知見の追記を行ったほか、経営層及びセキュリティ責任者等、組織内で役割・担当が明確になるようガイドラインの分冊化を行った。

改定の検討が行われた安全基準等

○放送設備サイバー攻撃対策ガイドライン
　放送設備のIP化・クラウド化等に伴う安全・信頼性に関する技術条件等の変更を踏まえた改定を予定している。

○医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
　政府統一基準群等への適合に加え、細かな技術的対策や分野特性を反映するための改定を検討している。

○金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書

情報通信（電気通信）分野（１／２）

安全基準等の名称	事業用電気通信設備規則	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準
制定主体	総務省	総務省
最終改正*時期	2023年９月	2021年４月
初版制定時期	1985年４月	1987年２月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	推奨基準
安全基準等の改善状況*	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－	－
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （事業用電気通信設備の防護措置） 第六条　事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。	

＊各安全基準等の最終改正時期及び改善状況は、サイバーセキュリティの観点で改正されたものを記載している（以降のページも同様）

情報通信（電気通信）分野（２／２）

安全基準等の名称	電気通信分野におけるサイバーセキュリティに係る安全基準
制定主体	一般社団法人 電気通信事業者協会
最終改正時期	2023年８月
初版制定時期	2023年８月
安全基準等の位置付け	推奨基準
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－
備考	最新の版は第１版

情報通信（放送）分野（１／２）

安全基準等の名称	放送法施行規則	放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン
制定主体	総務省	ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WG
最終改正時期	2020年３月	2024年　９月
初版制定時期	1950年６月	2005年10月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	2024年9月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	ー	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」が2023年７月に改定されたことを踏まえ、ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WGで2024年9月に内容を更新
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （サイバーセキュリティの確保） 第百十五条の二　放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によつて行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。	

情報通信（放送）分野（２／２）

安全基準等の名称	放送設備サイバー攻撃対策ガイドライン
制定主体	ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WG
最終改正時期	2020年２月
初版制定時期	2018年６月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定に向けた検討中 （2025年度中に改定予定）
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	放送設備のIP化・クラウド化等に伴う安全・信頼性に関する技術条件等の変更の内容を踏まえて、改定を検討する。
備考	第三者による不適切な利用を防止するため、放送設備の関係者限りの公表としている。

情報通信（ケーブルテレビ）分野（１／２）

安全基準等の名称	放送法施行規則 ＊再掲	ケーブルテレビにおけるサイバーセキュリティに係る安全基準
制定主体	総務省	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
最終改正時期	2020年３月	2023年９月
初版制定時期	1950年６月	2023年９月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－	－
備考	ケーブルテレビは、サイバーセキュリティに関連する条文として、第百五十四条の規定により、放送と同じ第百十五条の二を準用することとしている。 （準用規定） 第百五十四条　第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百十四条及び第百十五条の二の規定は、有線放送設備について準用する。・・・（以下略）	安全基準等策定指針には、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向けた取組を整理・記載されている。 その取組からケーブルテレビ事業者に適した取り組みを抽出して本安全基準等に定めるべきとされている。 以上より、NISCの「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」に基づき、新たに「ケーブルテレビにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準（第1版）」を策定するに至った。 ＊「1.3.安全基準策定の経緯」より引用 最新の版は第１版

情報通信（ケーブルテレビ）分野（２／２）

安全基準等の名称	**放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン ＊再掲**
制定主体	ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WG
最終改正時期	2024年 ９月
初版制定時期	2005年10月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年9月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」が2023年７月に改定されたことを踏まえ、ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WGで2024年9月に内容を更新
備考	

金融分野（１／３）

安全基準等の名称	**金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン ＊新規**
制定主体	金融庁
最終改正時期	2024年10月
初版制定時期	2024年10月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	新規策定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	【策定の目的・経緯】 金融機関等は、各業法において、業務の健全かつ適切な運営等を確保しなければならないこととされており（銀行法第 12 条の２第２項、金融商品取引法第 35 条の３、保険業法第 100 条の２の１第１項等）、業務の健全性及び適切性の観点から、サイバーセキュリティの確保が重要である。 こうした下、金融庁は、各業法に基づく金融機関等のサイバーセキュリティ管理態勢に関する監督の中で留意すべき点を各監督指針・事務ガイドライン（監督指針等）において定めており、その規定に基づく検査・モニタリング等において、個別金融機関等との対話を行うとともに、検査・モニタリング等の結果を一般化して業界全体に還元することにより、金融セクター全体のサイバーセキュリティの強化を促進してきた。 かかる中、これまでの検査・モニタリングの結果及び金融セクター内外の状況の変化を踏まえ、監督指針等とは別に、更に詳細な本ガイドラインを策定した。 【ガイドラインの概要】 ・本節：金融機関等に求められるサイバーセキュリティに関する基本的な考え方、情報共有機関及び業界中央機関の役割並びに本ガイドラインの位置付け及び監督上の対応について記載 ・第2節：サイバーセキュリティの観点から見たガバナンス、特定、防御、検知、対応、復旧、サードパーティリスク管理に関する着眼点について規定し、それぞれについて金融機関等において「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」を明確化 ・第3節：当庁の関係者・関係機関との連携に関する基本的な考え方について記載
備考	

金融分野（２／３）

安全基準等の名称	金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書	金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書
制定主体	公益財団法人 金融情報システムセンター	公益財団法人 金融情報システムセンター
最終改正時期	2025年 ３月	2008年６月
初版制定時期	1985年12月	1999年１月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2025年3月　改定	改定に向けた検討中 （2025年度以降の改定を検討予定）
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	改定内容 ①経済安全保障推進法に係る各法の主旨を補った。また、金融機関等の具体的な対応として「特定重要設備の導入」「重要維持管理の委託」について記載 ②「オペレーショナルレジリエンス確保に向けた基本的な考え方」及び主要行向けの総合的な監督指針を踏まえ、考え方を追記 ③金融庁の「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に規定される「基本的な対応事項」、「対応が望ましい事項」を本書の安全対策の中に取り込み ④AI・生成AIの利用に関する考察と基準項目を追加	
備考	最新版は第13版	最新版は第２版

金融分野（３／３）

安全基準等の名称	金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書
制定主体	公益財団法人 金融情報システムセンター
最終改正時期	2025年３月
初版制定時期	1994年１月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2025年3月 改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度」の適用開始に伴う、重要インフラにおけるオペレーショナル・レジリエンスへの関心の高まり、大規模なシステム障害に起因した金融サービスが停止に追い込まれる事案等の発生、金融庁の「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」公表、加えて、AI・生成AIの利用拡大に伴うリスク対応に関する金融機関等を含む事業者に関するガイドラインの策定などを踏まえ、当センターでは、金融機関等の個別の安全対策の実施に広く利用いただき、金融分野全体の安全対策のいっそうの推進に資することを目的として、当該手引書の改訂を行うこととした。 ①オペレーショナルレジリエンスの紹介の追記 ②コンティンジェンシープラン策定手順の考え方の解説の追加
備考	最新版は第５版

航空分野

安全基準等の名称	航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年４月
初版制定時期	2006年９月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年4月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」改定等を踏まえ、国土交通省において、航空分野における「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の改定を行った。
備考	改定作業では、指針を含む関連文書及び事業者からの意見を踏まえて主に以下の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、航空分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 最新の版は第６版

空港分野

安全基準等の名称	空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年４月
初版制定時期	2018年４月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年4月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」改定等を踏まえ、国土交通省において、空港分野における「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の改定を行った。
備考	改定作業では、指針を含む関連文書及び事業者からの意見を踏まえて主に以下の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、空港分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 最新の版は第３版

鉄道分野

安全基準等の名称	鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年４月
初版制定時期	2006年９月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年4月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」改定等を踏まえ、国土交通省において、鉄道分野における「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の改定を行った。
備考	改定作業では、指針を含む関連文書及び事業者からの意見を踏まえて主に以下の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、鉄道分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 最新の版は第５版

電力分野（１／３）

安全基準等の名称	電気設備に関する技術基準を定める省令	電気事業法施行規則第50条第２項の解釈適用に当たっての考え方
制定主体	経済産業省	経済産業省
最終改正時期	2023年３月	2023年３月
初版制定時期	1997年３月	2016年９月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－	－
備考		「電力制御システムセキュリティガイドライン」及び「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」の内容を取り込んでいるため、これらの改定を踏まえた対応を検討予定。

電力分野（２／３）

安全基準等の名称	電気設備の技術基準の解釈	電力制御システムセキュリティガイドライン
制定主体	経済産業省	一般社団法人　日本電気協会
最終改正時期	2024年10月	2025年２月
初版制定時期	2013年　３月	2016年３月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	2025年２月 改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－	安全基準等策定指針を踏まえた改定を行った。
備考	「電力制御システムセキュリティガイドライン」及び「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」の内容を取り込んでいるため、これらの改定を踏まえた対応を検討予定。	本ガイドラインは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第15条の2に規定されているサイバーセキュリティ確保の解釈として位置づけられている。

電力分野（３／３）

安全基準等の名称	スマートメーターシステムセキュリティガイドライン
制定主体	一般社団法人　日本電気協会
最終改正時期	2025年２月
初版制定時期	2016年３月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2025年２月 改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	・2022年5月に策定された「次期スマメ標準対策要件」と2023年7月に改定された「安全基準等策定指針」に基づき、改定を行った。
備考	・本ガイドラインは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第15条の2に規定されているサイバーセキュリティ確保の解釈として位置づけられている。

ガス分野（１／２）

安全基準等の名称	ガス事業法施行規則	都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説
制定主体	経済産業省	一般社団法人　日本ガス協会
最終改正時期	2019年１月	2025年３月
初版制定時期	1970年10月	2019年３月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	2025年3月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－	NISCの「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」の改正を契機に、サプライチェーンに対する取り組み等の見直しを日本ガス協会が組成するワーキンググループにて検討を行った。
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり（例示としてガス小売事業におけるサイバーセキュリティに関連する条文を記載。一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業についても事業毎に同旨を規定）。 （保安規程） 第二十四条　法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第八号及び第九号の事項を除く。）について定めるものとする。 一～五　（略） 六　ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第九十二条第一項第六号及び第百四十八条第一項第六号において同じ。）の確保に関すること。	ガス事業法施行規則第24、92、148条では、事業者が作成する保安規程に『ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。』について定めるものとされている。多くの事業者はJGAが発行する当該ガイドライン『都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）・同解説』を参考に事業者ごとでサイバーセキュリティに対する対応を実施している。

ガス分野（２／２）

安全基準等の名称	**都市ガススマートメーターシステムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説＊新規**
制定主体	一般社団法人　日本ガス協会
最終改正時期	–
初版制定時期	2023年3月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	既存文書を安全基準等として位置づけ
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	・ガス事業法施行規則第24、92、148条では、事業者が作成する保安規程に『ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。』について定めるものとされている。 ・これを踏まえ、日本ガス協会発行の「保安規程（参考例）及び同解説」において、サイバーセキュリティの確保に係る事項は、別に定める要領に従って行うことを記載している。 ・都市ガススマートメーターシステムを導入する事業者向けにスマートメーターシステムに係るサイバーセキュリティ対応を実施するための要領として、JGAが発行するガイドライン『都市ガススマートメーターシステムのセキュリティ対策要領(参考例)」及び同解説』を作成したもの。このガイドラインを参考に事業者ごとでスマートメーターシステムのサイバーセキュリティに対する要領を作成し、対応を実施する。
備考	

政府・行政サービス分野（１／２）

安全基準等の名称	地方自治法 ＊新規
制定主体	総務省
最終改正時期	2024年６月
初版制定時期	1947年４月
安全基準等の位置付け	法律
安全基準等の改善状況	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	地方制度調査会の答申において、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保することが必要等の提言があったことを踏まえ、令和６年に地方自治法が改正された。 改正地方自治法では、 ・地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護その他の情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないとされた。 ・また、普通地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）の議会及び長その他の執行機関（地方独立行政法人を含む。）において、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定及び方針に基づく必要な措置の実施が義務づけられ、当該方針の策定又は変更について総務大臣が指針を示すことされた（令和８年4月1日施行）。
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （情報システムの利用に係る基本原則） 第二百四十四条の五（略） ２　普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて 、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。 （サイバーセキュリティを確保するための方針等） 第二百四十四条の六　普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。 ２　普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 ３　総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。 ４　（略）

政府・行政サービス分野（２／２）

安全基準等の名称	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
制定主体	総務省
最終改正時期	2024年10月（令和6年10月版） 2025年 ３月（令和７年３月版）
初版制定時期	2001年３月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年10月 改定 2025年 ３月 改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	国の行政機関等のセキュリティ対策を踏まえ、地方公共団体の情報セキュリティに関する指針を策定する必要があることから、令和６年７月の政府統一基準群の改定を踏まえ、地方公共団体の情報セキュリティ対策について見直しを行い、ガイドラインの改定を令和6年10月及び令和７年３月に実施した。
備考	

医療分野

安全基準等の名称	医療法施行規則	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
制定主体	厚生労働省	厚生労働省
最終改正時期	2023年３月	2023年５月
初版制定時期	1948年11月	2005年３月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定に向けた検討中 （2026年度に改定予定）
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	―	検討ポイントは以下のとおり。 【既存事項の更新】 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」への適合 ・ネットワーク安全管理（TLS）に関する記載 ・システム導入契約時からの責任分界について明確に記載 ・二要素認証相当レベルすりあわせ 令和9年にむけた方針を確認 ・ソフトウェアアップデート、パッチの対応を具体的に記載 ・委託業者等による外部保存場所の問題について追記（データローカライゼーション） ・IoTセキュリティの記載 ・保存義務期間のタイムスタンプ有用性について整理 【新規記載項目】 オンライン資格確認等への対応やMDS/SDSについて ・電カルリプレイス時のデータ移行について整理、遵守項目の明確化 ・クラウドのセキュリティについて ・医療機器のセキュリティ（基本要件基準関連等）は参照指針（手引き）を記載 ・SBOMの導入と管理について記載 ・認証制度に関する記載 ・モダン技術について ・生成AI関連について
備考	サイバーセキュリティに関連する記載は以下のとおり。 第十四条　（略） ２　病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置を講じなければならない。	最新版は第6.0版

水道分野

安全基準等の名称	水道施設の技術的基準を定める省令	水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン ＊新規
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2020年４月	–
初版制定時期	2000年４月	2025年3月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	新規策定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	–	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」や「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」等が策定されたことを踏まえ、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第四版）」を抜本的に見直して「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第一版）」を策定。
備考	サイバーセキュリティに関連する記載は以下のとおり。 （一般事項） 第一条　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～十一　（略） 十一の二　施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられていること。	ガイドライン策定に伴い、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第４版）」は廃止。

物流（貨物自動車運送）分野

安全基準等の名称	物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年４月
初版制定時期	2018年４月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年４月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」改定等を踏まえ、国土交通省において、物流分野（貨物自動車運送）における「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の改定を行った。
備考	改定作業では、指針を含む関連文書及び事業者からの意見を踏まえて主に以下の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、貨物自動車運送のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。

物流（船舶運航）分野

安全基準等の名称	物流分野（船舶運航）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年４月
初版制定時期	2018年４月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年４月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」改定等を踏まえ、国土交通省において、物流分野（船舶運航）における「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の改定を行った。
備考	改定作業では、指針を含む関連文書及び事業者からの意見を踏まえて主に以下の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、船舶建造・運航におけるサイバーレジリエンス向上のため、国際規則の準拠等を分野特性として記載している。

物流（倉庫）分野

安全基準等の名称	物流分野（倉庫）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年４月
初版制定時期	2018年４月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2024年４月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」改定等を踏まえ、国土交通省において、物流分野（倉庫）における「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の改定を行った。
備考	改定作業では、指針を含む関連文書及び事業者からの意見を踏まえて主に以下の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、倉庫分野（倉庫管理システム等）の特性から求められる取組についても記載を行っている。

化学分野

安全基準等の名称	石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン
制定主体	石油化学工業協会
最終改正時期	2024年３月
初版制定時期	2015年３月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－
備考	本文書はコンビナート等保安規則第49条の7の3に規定される認定高度保安実施者の認定の基準の一つとして、サイバーセキュリティの確保に当たっての参考文書として活用されている。

クレジット分野

安全基準等の名称	クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
制定主体	一般社団法人日本クレジット協会
最終改正時期	2023年２月
初版制定時期	2014年12月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－
備考	クレジット分野の重要インフラにおける安全基準は、「クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン」である。本ガイドラインは、公開範囲を重要インフラ事業者のみの前提で作成しているため、非開示となっている。また、本ガイドラインは、サイバーセキュリティ基本法（及びその下位文書）に基づいて作成したものである。参考として、割賦販売法では、クレジットカード取引に関与するクレジットカード番号等取扱業者に対して、クレジットカード番号等の適切な管理のための必要な措置の実施を求めており、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定し、毎年改訂を行っている「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を実務上の指針として位置付けている。

石油分野

安全基準等の名称	石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	石油連盟
最終改正時期	2024年３月
初版制定時期	2015年３月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	－
備考	最新版は第六版 本文書はコンビナート等保安規則第49 条の7の3に規定される認定高度保安実施者の認定の基準の一つとして、サイバーセキュリティの確保に当たっての参考文書として活用されている。

港湾分野（１／２）

安全基準等の名称	港湾運送事業法施行規則 ＊新規
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年 ３月
初版制定時期	1959年10月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	・2023年７月、名古屋港のコンテナターミナルにおいてサイバー攻撃によるシステム障害が発生し、約３日間にわたりコンテナの搬入・搬出作業が停止する等、物流に大きな影響を及ぼした。 ・本事案を踏まえ、国土交通省では、必要な情報セキュリティ対策、関連法令における港湾の位置付け等について整理・検討を行うため、有識者等からなる「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」を設置し、2024年１月にとりまとめを公表した。 ・本委員会のとりまとめを踏まえ、令和６年２月に港湾運送事業法施行規則を改正（同年３月施行）し、港湾運送事業への参入等に際して審査を受ける必要がある事業計画に、ターミナルオペレーションシステムの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求めることとした。
備考	サイバーセキュリティに関連する記載は以下のとおり。 （事業の許可の申請） 第四条　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 （略） ヘ　コンテナ埠頭において次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）を使用する場合は、その概要及び管理体制その他サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項 （イ）　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能 （ロ）　コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能 （ハ）　コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能 （略） ７　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第十号及び第十二号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。 （略） 八　第一項第二号ヘに規定する情報処理システムを使用する申請者と当該情報処理システムの所有者が異なる場合にあつては、当該申請者と当該所有者との間で締結された一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるための当該情報処理システムの運用及び管理に関する契約書の写し （略） （事業計画の変更の届出） 第十三条　法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。 八　第四条第一項第二号ヘに掲げる事項のうち、同号ヘに規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更

港湾分野（２／２）

安全基準等の名称	コンテナ埠頭における情報処理システムの概要及び管理体制その他サイバーセキュリティの確保に関する許可基準 ＊新規	港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン ＊新規
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2024年３月	2025年３月
初版制定時期	2024年３月	2024年４月
安全基準等の位置付け	通達	ガイドライン
安全基準等の改善状況	既存文書を安全基準等として位置付け	2024年４月　新規策定 2025年３月　改定
改定の経緯・内容等（検討中も含む）	港湾運送事業法に基づく事業計画で求めるターミナルオペレーションシステムの概要や情報セキュリティの確保に関する具体的事項を定めた。	**[2024年 ４月の新規策定の概要]** 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」等を踏まえ、事業者からの意見を参考に主に以下の内容の修正を行った。 ・組織統治におけるサイバーセキュリティ ・組織状況の理解 ・サプライチェーン・リスクマネジメント また、港湾分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 **[2025年 3月の改定概要]** 第１版では、名古屋港事案を踏まえた港湾特有の課題は記載されているものの、港湾分野の知見が十分に反映されたものではなかったため、以下のとおり改定を行うもの。 ＜主な改定箇所＞ ・「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」で提案された対策内容を記載 ・ 経営者層編、セキュリティ責任者編等のように、事業者組織内の読み手別にガイドラインを分冊化。 ・ 港湾管理者等編を新規に作成。
備考	港湾運送事業法施行規則に基づき発出	最新版は第２版